

(原文のまゝ)

癸令ノ主旨並ニ規約

必然来る可き資本主義的生産の動搖に伴ふ今
や産業不振の悪影響は農村に都會に最も無産
階級の脅威たらしめて居る、

我等は今日市役職業紹介所ニ又労働紹介所ニ益
小此に幾面の失業労働者を見り、我等は今日生活難
に生ずる幾多の悲劇を見聞する、イニスに在る我等は
今や黙々として連観するを許さず我等は茲にイ
ニス團労働友交會を組織し概失業者並に弱者互
助運動の一端に於て、我等同志は基より空手空
腕最後の精力を信し孤軍奮闘す 幸に...

右意同人の賛同を希す

以上

規約 概要

- 一、會名をイニス團労働友交會とす
- 二、事務所を日暮通六丁目イニス團に置く
- 三、事業を左の三部に分つ
 - イ、労働紹介
 - ロ、労働自治
 - ハ、互助救済部
- 四、会々ハ一般失業者中最も困難せる者を以て會
員とし、
- 五、會公務上の責任一切を同人に處理し帳簿手寫に
毎月一回例會を開く
- 六、會の役員を左の通り撰定し就任期を同人協定
會に於て定む
- 一、顧問一名 二、相談役三名 三、理事長一名